

新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム実施委員会設置要項

平成19年5月15日
独立行政法人日本学生支援機構理事長 決定

1 趣旨

学生の人間力を高め人間性豊かな社会人を育成するため、各大学、短期大学、高等専門学校における入学から卒業までを通じた組織的かつ総合的な学生支援プログラムのうち、学生の視点に立った独自の工夫や努力により特段の効果が期待される取組を含む優れたプログラムを実施するため、「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム(以下「本プログラム」という。)」に申請のあったプログラムの選考等を行う「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム実施委員会(以下「実施委員会」という。)」を設置する。

2 所掌事項

実施委員会は、以下の事項を所掌する。

- (1) 本プログラムに申請のあったプログラムの選考に関すること。
- (2) 本プログラムの実施状況等についての調査に関すること。
- (3) その他、本プログラムの円滑な実施のために必要な事項。

3 組織

- (1) 実施委員会は、文部科学省と協議の上、学識経験者等のうちから、独立行政法人日本学生支援機構理事長が任命した委員で構成する。
- (2) 実施委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- (3) 実施委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員がこれにあたる。
- (4) 実施委員会は、必要に応じて、委員以外の者の協力を得ることができるものとする。

4 委員の任期

委員の任期は、委嘱を受けた日から同年度の3月31日までとする。

5 庶務

実施委員会の庶務は、独立行政法人日本学生支援機構において処理する。

6 雑則

この要項に定めるもののほか、議事の手続その他実施委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が実施委員会に諮って定める。